平成25年度 事務事業評価シート

	事務事業	美名	家族	等介護	者支	援事業					担当部	健康福	逼祉部
	会計区分		一般会計			事業類型 一般		担当課	長寿介護課				
	事業期間		平成12年度以前		~	平成30年度以降		降	担当係	長寿福祉係			
	総合計画	総合計画 ^{主目的}		3 保健福祉		13 高齢	齢者福祉 2 高齢		高齢	者の地域での生活を支援す		を支援する	
	分野別計画	副目的				_							
	予算区	分	款	3	項	2	目	1		大	3	中	3
	根拠法令・個	別計画	小牧ī	市ねたきり高	齢者等	等介護者手当	当支給	要綱外	,				
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)		高齢者を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者 等の在宅生活の継続や向上を図る。										
事													
業	ガ 既 内容		◆24年度実施内容 ○ねたきり高齢者等介護者手当 ねたきり高齢者等の介護者に対して手当(月額5千円)を支給。決定、廃止、及び 支給事務。 ○徘徊高齢者家族支援サービス事業 居場所を検索できる端末機器を貸与し、位置情報を提供する。決定、廃止、										
Ø			5 〇家加 2	支払事務。 族介護用品: 介護用品を3	支給事 を給しか	業 介護にかかる							
概要			〇各種	忍知症介護	座(年4 家族交	支払事務。 回)、家族支 流会(年12回 寸、各種の通])	グラム	〈年6	回)、			
			ねた 円 家族		等介護 を給給(者手当 18, 付金 1,356号						ごス委割	托料 101千
			ねた 円 家族		等介護 を給給(者手当 18, 寸金 1,584=						ごス委割	迁料 140干
	受益者負	担	Ħ	Ħ									

				単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額			
		直接経費		千円	19,719	21,130	21,190	21,328			
		工聯昌	(0.30	0.30	0.30	0.30			
		正職員	人件費	千円	1,599	1,599	1,599	1,599			
	費 用	その他職員	この	その	- I	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
ス	,,,		人件費	千円	0	0	0	0			
		費用	合計	千円	21,318	22,729	22,789	22,927			
		対前年比		%		106.6	100.2	100.6			
	i	一般	財源	千円	21,318	22,729	22,789	22,927			
	財 源	国・県	国•県支出金		0	0	0	0			
		その他財源		千円	0	0	0	0			

事業番号	126

	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	支給者数	人	目標	394	409	420	420
	(介護者手当)		実績	390	401	409	
A114	支給者数(徘徊高齢者	人	目標	18	18	18	18
業	家族支援)	A	実績	12	13	13	
	支給者数	人	目標	21	21	21	21
	(介護用品支給)		実績	13	17	20	
績	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	支給月数	月	目標	3,637	3,733	3,840	3,744
	(介護者手当)		実績	3,556	3,768	3,746	
	支給月数	 月	目標	121	151	205	231
	(介護用品支給)	73	実績	144	205	231	

			,					
	平成24年度の実施結果	事業の 達成状況	支給者数は目標値を下回ったが、高齢者を介護をしている家族等の身体的、精神的 及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上について概ね 達成ができた。					
		事業実施におけ る課題	ねたきり高齢者等介護者手当ては、民生委員を通じて申請がある事業であるが、被 介護者の条件が曖昧であるため、民生委員が混乱をしていた。					
事業		事業を縮小・ 廃止したときの 影響	今後、認知症高齢者は増加すると見込まれるが、介護者に対する生活支援がなくなり、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上が困難となる。					
_	平成25年度の	25年度における 事業の改善・見 直し内容(新規追 加事項、廃止・削 減事項等)	ねたきり高齢者等介護者手当ての被介護者の条件の見直しを行い、明確に変更する とともに、今まで受給対象としていなかった若年性認知症の方を対象に加えた。					
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維 持 事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの (対象や手段を見直す場合も含む)					
		判定理由	今後の高齢社会において、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援 するために現状維持と判断した。					
		26年度以降 の改善案	引き続き地域で生活する為の支援を行っていく。					

	方向性の判定	判定理由
二次評価	維持	現状は維持と判断するが、本市においても今後、急速に高齢化が進行すると予想されており、それに伴い「ねたきり高齢者等介護者手当」の増加は、市にとって大きな歳出圧力となる。そのため、所得制限の導入など、より必要性の高い方への支給とする等の検討を行う必要がある。また、介護保険制度が開始され10年以上経過し、保険制度が充実してきたことから、他市では手当支給を廃止し、認知症サービス等を充実させている例もあることから、将来的にはより必要性の高いサービスへ予算を配分することを検討する必要がある。「各種講座」や「徘徊高齢者家族支援サービス事業」は利用者数が少ないことから、改めて対象者のニーズの把握を行い、より介護者の肉体的、精神的負担の軽減に繋がる内容にしていく必要がある。